

平成14年度岡山市総合政策審議会 第1回環境・安全部会における主要な意見

1 日 時 平成14年12月2日(月)
午後2時～午後4時

2 場 所 岡山市保健福祉会館 9階大会議室

3 出席者

委員:[別掲委員名簿参照](#)(5名欠席)

岡山市:中山環境局長、荒島消防局長ほか関係各部長、参事、課長など

事務局:保崎環境総務課長ほか

4 傍聴者 0名

5 会議概要

平成14年度岡山市総合政策審議会 第1回環境・安全部会の開催。

中山環境局長、荒島消防局長の挨拶に続き、部会長、副部会長の選任が行われ、部会長に奥田委員、副部会長にが兼松委員が選出された。

その後、議事に入り、説明、報告に対する質疑応答、提言等が行われた。

6 主要な意見、質問と市の説明

岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則(案)について

質問:本条例・規則は処分を業として行っている者が規制の対象となっているが、自社処分についてはどうなのか。

回答:自社処分は廃棄物処理法、条例・規則の業に関する規制の対象とならないということであって、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の他法令の規制を受けます。

質問:施設設置に係る説明会の場において住民側から外部の専門家を同席させたいということもあるかと思われるが、そのような専門家の取扱いはどのようになるのか。

回答:外部の専門家は関係住民には該当しないため、当人の説明会へ出席等は、施設設置計画者との話し合いに委ねることになります。

また、本条例により、処理施設の事業計画に係る情報を公開した後にだれでも意見提出ができるとしており、このシステムでもフォローできるものと思っています。

質問:地下水の汚染等は、施設設置後何年か経過してから表面化することがあるため、施設設置後においてもアセスメントあるいはモニターを行う配慮をお願いしたい。

回答:施設設置後は市の立入検査や浸出水のサンプリング等で常時把握するようにしています。

質問:産廃処分業者等が提出する処理実績報告書に代わるものとして認める電磁的記録とは具体的には何を指すのか。

回答:IT化が進展する中で、インターネットによる電子ファイル等による報告も認めるという趣旨です。

質問:条例施行を前にして、いわゆる駆け込み申請も予想されるが、その現状はどうか。また、その対策は考えているのか。

回答:条例の公布後、既に処理施設1件の許可申請があり、これについては、指導により本条例に基づいた手続きを行いました。その他は、現時点で事前の事業計画書の提出等の段階まできている案件はありませんが、今後、条例施行前に申請のなされたものについても同様に本条例に沿った手続きを指導します。

質問:関係住民に関して、「居所を有する者」の判断は何をもってするのか、住民票の有無か、建物の所有者か、居住権か。また、本来の趣旨とは異なる別の目的を持った者が関係住民と称して割り込んでくることはないのか。

回答:住民票があっても実際にそこにいない者は環境保全上支障があるとは言えないと考えており、実際にそこに住んでいる者が対象と考えております。また、ご指摘の点については、本来の趣旨に従いケースバイケースで判断させていただきたいと思えます。

質問:本件に関連して、処理施設から発生する環境汚染物質にはどのようなものがあるのか。

回答:大気については、ダイオキシン、硫黄酸化物、窒素酸化物があり、水に関する有害物質としては、シアン、重金属、トリクロロエチレン等があります。その他、水質の目安となるBOD、CODというのがあります。現在のところ、有害物質で問題になっている事例はありません。